

令和 7 年 7 月 2 日

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会

共生社会特別委員会資料

I	当事者目線の障がい福祉について	1
II	多文化共生に向けた取組について	46
III	困難な問題を抱える女性等への支援について.....	53

I 当事者目線の障がい福祉について

1 共生社会の実現に向けた取組について

共生社会の実現に向けた令和7年度の取組について報告する。

(1) 取組の方向性

令和6年度の県民ニーズ調査における「ともに生きる社会かながわ憲章」（以下「憲章」という。）の認知度は、29.1%だった。

津久井やまゆり園事件から9年が経ち、事件の風化も進む中で、共生社会の実現に向けて、さらに多くの県民に憲章の理念を知っていただけるよう、県民の意識や行動の変容を促す参加型の取組を充実・強化する。

(2) 具体的な取組内容

ア 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、津久井やまゆり園体育館での式典及び鎮魂のモニュメントでの献花を行う。

日時：令和7年7月26日（土）（式典・献花） 10時30分～11時40分
（献花のみ） 9時00分～17時00分

場所：津久井やまゆり園（相模原市緑区千木良476）

イ 憲章の普及

- ・ とともに生きる社会かながわ推進週間（7月21日～27日）では、これまでのポスターの駅貼り等の発信に加え、企業、大学、団体、スポーツチーム等と連携したイベントやコラボ企画の実施、普及協力によって幅広い対象への普及啓発を実施する。
- ・ 新たに、当事者と一緒に楽しめるイベントの開催や「ともいき」に関心を持てるツールの作成・配布など、県民が自ら共生社会の実現に向けた行動ができるように促す取組を実施する。
- ・ 県内で共生社会の実現に向けて活動している方を「ともいきマイスター」として任命し、マイスターが憲章の理念等を広報・周知することで、より多くの県民に共生社会の実現に向けた行動を始めるきっかけ作りを促す。
- ・ 小・中・高等学校・大学等での出前講座の実施
- ・ 全県立高等学校での憲章ポスターパネルの設置や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進

ウ 障がい者の社会参加機会の拡充

- ・ 第2回かながわともいきアート展の実施（11月1日～9日、横浜赤レンガ倉庫）
- ・ 当事者を対象としたメタバース・コンテンツの制作方法等を学ぶ講習会や生きづらさの改善に向けたメタバース上のワークショップの実施
- ・ 農福連携を進めるための就農体験会（お試しノウフク）の実施

エ 地域での理解やつながりを増やす取組

- ・ インクルーシブビーチクリーン with 鎌倉海藻パーク（由比ヶ浜海岸）や県立公園等での「ともいきゆうえんち（インクルーシブ移動遊園地）」の実施
- ・ 障がい者を含む多様な人々が農作業を気軽に体験できるユニバーサル農園（藤沢市）で、種まきや収穫イベントを実施
- ・ 「ともいきボランティア」による地域イベント等での憲章の普及活動
- ・ 「ともいき寄附」の募集

(3) スケジュール

通年	就農体験会（お試しノウフク）	藤沢・平塚・厚木・大和など
	各種地域イベントでの憲章PR活動	全県(24回以上を予定)
令和7年5月	「ともいきマイスター」任命	第1号・式町水晶氏
	インクルーシブビーチクリーン①	鎌倉・由比ヶ浜海岸
7月	ともに生きる社会かながわ推進週間(21～27日)	
	津久井やまゆり園事件追悼式(26日)	津久井やまゆり園
9月	メタバース上の居場所づくり(～10月)	<オンライン>
	ともいきメタバース講習会(～11月)	(※開催地は調整中)
	ともいきゆうえんち①	茅ヶ崎市(調整中)
10月	インクルーシブビーチクリーン②	鎌倉・由比ヶ浜海岸

11月	第2回かながわともいきアート展 (1～9日)	横浜赤レンガ倉庫
12月	共生社会実践セミナー	県庁(大会議場)
	いのちの授業大賞 表彰式	県庁(大会議場)
令和8年2月	ともいきメタバースワールド	<オンライン>
3月	ともいきゆうえんち②	相模原市内(調整中)

2 当事者目線の障がい福祉の理解促進等について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく令和7年度取組について報告する。

(1) 当事者目線の障がい福祉の理解促進

ア 障がい当事者に対する取組（意見表明、学びの機会の確保）

- ・ 政策立案過程への障がい当事者の参加機会を確保するため、県の審議会等への委員就任を促進する。
- ・ 障がい当事者団体が主体的に行う勉強会やネットワークづくり等に係る活動費の一部を補助する。

イ 障害福祉サービス事業者等に対する取組（意思決定支援の理解促進）

障がい当事者の意思を踏まえた支援が実践されるよう、国が定める意思決定支援ガイドラインと、その内容をより具体化した「神奈川県版ガイドライン」（以下「県版ガイドライン」という。）を活用し、次の取組を行う。

(ア) モデルケースを通じた伴走支援

- ・ 入所者の成育歴の聞き取りなど県版ガイドラインに示す意思決定支援の方法を県内の障害者支援施設にわかりやすく伝えるため、外部有識者（意思決定支援専門アドバイザー（※））や県職員が訪問し、3名以上のモデルケースに対して集中的かつ継続的に助言等を行う。（令和5年度開始。人件費補助は最初の1年間で、外部有識者等による訪問・助言は原則3年間継続）
- ・ 当該取組による施設職員の業務負担増を緩和するため、代替職員配置に係る人件費相当額の一部を補助する。

※意思決定支援専門アドバイザー（11名）

障害者支援施設の長・相談支援専門員、大学教授、弁護士
アドバイザー等派遣実績 (R7.5現在)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
16施設	11施設	16施設	43施設

県内の障害者支援施設（全88施設）のうち、希望制

(イ) 研修・実践報告会の開催

- ・ 県内の障害福祉サービス事業所職員を対象に、意思決定支援の基礎や具体的手法を学ぶ研修を実施する。（年12回、定員660人）
- ・ 意思決定支援に取り組む施設の好事例を共有し、支援者同士の

つながりを作る「実践報告会」を開催する。（年３回）

(ウ) 県版ガイドラインの一部改訂

訪問系・通所系サービスなど、入所施設以外の事業所でも活用できるように、県版ガイドラインの一部改訂を行う。

ウ 県民に対する取組

- ・ 当事者目線の障がい福祉に係る県の取組を県民に周知するため、フォーラムを開催する。（年１回）
- ・ 小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学で、児童・生徒及び教員を対象に、障がい当事者や県職員による出前講座を実施する。

エ 県職員に対する取組

福祉職向けの専門研修だけでなく、新採用職員研修、新任管理職研修内での講義のほか、全職員を対象とした研修を実施する。

(2) 障がい者の工賃＆働きがい向上を目指す庁内横断プロジェクト

地域社会における障がい者の活躍機会を増やすため、工賃と働きがいの向上を目指す庁内横断プロジェクトチームを結成し、民間事業者等と連携して次の取組を行う。

ア 就労事業所商品開発事業

障害福祉サービス事業所を対象に、地域の観光資源を活かした自主商品の開発力と販売チャンネルを民間事業者と連携して強化する。

イ 福祉系飲食店リブランド事業

カフェなど飲食系の活動を実施する障害福祉サービス事業所を対象に、民間企業や他事業所と連携し、共同仕入れやメニューの共同開発を行うネットワークを構築し、店舗の魅力向上による集客増を図る。

3 今後の県立障害者支援施設のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、現在の取組状況を報告する。

（ビジョンでの県立施設の方向性に関する整理）

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園（※）
民間法人へ移譲 （移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。）	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 （指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。）	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

※中井やまゆり園は、令和8年4月の地方独立行政法人化に向けて、準備中。
（詳細は、「6 新たな地方独立行政法人の設立について」で別途報告）

(1) 民間法人への移譲を検討する施設

ア さがみ緑風園

(ア) 現状

- ・ 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、入所者の減少が続き、現在の入所者数は29名（定員40名）である。
- ・ このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- ・ 最重度の身体障害者用の施設として、民間施設に比べて広く、ゆとりを持ったつくりの建物であり、維持・管理費がかかる。

(イ) 検討状況

- ・ 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）の活用に向けて、地域の福祉的ニーズを把握するため、関係機関にヒアリングを行ったところ、特別養護老人ホーム等の大規模な施設利用のニーズは、現時点でないことを確認した。

(ウ) 今後の対応

- ・ 移譲に向け、建物の今後の維持・管理コストを整理するなど、移譲条件等を整理する。
- ・ 移譲までの間は、施設を有効に活用すべく、引き続き検討を行

う。

イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築30年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 令和7年4月から県職員を派遣し、介護保険サービスへの移行へ向け、ノウハウなどを伝えるなど、実践的な取組を行っている。
- ・ 民間移譲に向けた検討に時間を要することから、指定管理を令和9年度まで延長した。

(イ) 検討状況

- ・ 民間移譲にあたって、この地域での事業展開を検討するため、近隣で障害福祉サービス事業所を運営する複数の民間法人から、現在の運営状況、課題等のヒアリングを行い、利用者の地域生活移行に向け、課題を抱える法人があることを確認した。
- ・ 移譲にあたっては、移譲希望の法人から実効性ある計画の提案を募り、選定にあたっては、公募の方向で検討していく。

(ウ) 今後の対応

引き続き、民間法人等と意見交換を重ねながら、移譲方針等を検討する。

ウ 三浦しらとり園

(ア) 現状

- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設である。
- ・ 建物は築42年が経過し、児者あわせて定員152名の大規模施設で、多床室が中心となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。

(イ) 検討状況

- ・ 指定管理者は、入所者の地域生活移行を進め、定員規模の縮小などの検討を行っている。
- ・ 県では、移譲に向けて、指定管理者や複数の社会福祉法人に、

重度障害者が地域に溶け込んだ暮らしを実現できるような小規模な施設の運営や、地域生活の拠点としての必要な役割について、ヒアリングを行っている。

(ウ) 今後の対応

指定管理者や他の法人の意見を聞きながら、国の報酬でどのような効果的な運営ができるか検討するとともに、必要に応じて、県による財政的支援を検討していく。

(2) 引き続き方向性を検討する施設

ア 芹が谷やまゆり園及び津久井やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 両園ともに建物は小規模ユニット施設として整備されている。
- ・ 園外に日中活動の拠点を設置し、又は設置する計画があるなど、積極的に地域生活移行に取り組んでいる。
- ・ 両園とも指定期間が令和9年度までであるため、遅くとも令和8年中には方向性を示す必要がある。

(イ) 検討状況

方向性の検討にあたって、各園の特徴や現状を把握するために、両施設を訪問して、日中活動、地域団体との連携、周辺地域の資源等について、視察やヒアリング等を行っている。

(ウ) 両園の取組

a 芹が谷やまゆり園

- ・ 令和6年3月に、地域での活動を促進する拠点とするため、園の近隣に従たる事業所（定員16名）を設置し、地域清掃に参加するなど、日中活動の機会を増やす取組を行っている。
- ・ グループホームの見学、実習及び体験を通じて地域生活移行を推進している。

b 津久井やまゆり園

- ・ 意思決定支援の担当者会議において、本人の望む生活ができているか等の確認を行い、利用者自らの意思が反映された生活の実現と、利用者からの意見を園の運営に反映させている。
- ・ 地区の社会福祉協議会や支援学校等との協力、地域イベントへの参加等、地域とのつながりが深く、また、在宅障害者等の生活介護の受入れを行うなど、地域の障害者を支える社会資源となっている。

(エ) 今後の対応

当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域生活移行の取組等、指定管理の状況を検証しながら方向性を検討していく。

イ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。
- ・ 建物は築39年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいる。
- ・ 将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようにするためには、どのようなあり方がふさわしいか、検討を進めている。
- ・ 令和7年4月から県職員を派遣し、意思決定支援の推進や施設利用者の生活支援、日中活動の支援を行っている。

(イ) 検討状況

- ・ 将来的に目指す「地域に溶け込んだ暮らし」のイメージや再整備について、利用者、御家族、関係団体等と意見交換を行った。
- ・ かながわ共同会は、第三者委員会が令和6年10月に公表した、「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」を受け、令和7年1月「かながわ共同会法人改革・愛名改善等実行プラン」を策定し、抜本的な法人改革及び園の改善等に取り組んでいる。
- ・ 県は、「かながわ共同会法人改革・愛名改善等実行プラン」との整合性を図りながら、「「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」による県への指摘に係る検証結果報告書」を令和7年3月に取りまとめた。
- ・ 指定管理を令和9年度まで延長したが、令和10年度以降の運営方針を示す必要がある。
- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて検討を進める。

(ウ) 今後の対応

再整備や地方独立行政法人による運営を視野に入れ、引き続き、以下の検討を行う。

- ・ 地域に溶け込んだ暮らしの検討
- ・ 地域生活移行の推進
- ・ 組織執行体制の検討

(参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管 理 方 法 指定管理者 指 定 期 間	主な 対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的	140人	築25年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体	40人	築22年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理 同愛会・白根学園 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理 かながわ共同会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	120人	築39年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	112人	築30年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理 清和会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的 (児・ 者)	40人 112人	築42年 (多床室中心)

4 県立障害者支援施設における利用者支援等の改善について

中井やまゆり園及び愛名やまゆり園における利用者支援等の改善について報告する。

(1) 中井やまゆり園

ア アクションプランの推進

令和5年7月末に策定し、令和6年7月に改定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づき、アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

(ア) 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、生育歴から利用者の人生を理解し共感するため、その充実に向けて取組を進めている。

a 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた生育歴の理解と人となりシートの作成

- ・ 利用者82名中41名のカンファレンスを実施（令和6年度実績、令和7年3月末時点）

(イ) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

a 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実

- ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
- ・ 利用者実人数53名、延べ1,161名が参加（令和6年度実績、令和7年3月末時点）

b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組

- ・ 農業に精通した社会福祉法人の指導のもと、夏野菜の苗植えから収穫に利用者が参加
- ・ 利用者と地域の小学生等と一緒に麦畑で農作業を実施

c 園外の事業所への通所

- ・ 体験利用を含め、通所事業所へ25名、グループホームへ2名が利用（令和6年度実績、令和5年8月～令和7年3月の間にグループホームへ移行した利用者は除く。）

d モデル寮の設置（令和7年4月）

- ・ 特定の寮を園長直轄のモデル寮と位置づけ、日常的にモデル寮の全ての利用者が園外で活動し、地域とつながる実践
 - ・ 令和7年6月から、全ての利用者が地域の中で日常的に農作業や清掃活動等の活動を開始
- (ウ) いのちを守る施設運営
- ・ 昨年度、障害福祉分野で活躍していた医師を医務統括として、医療安全問題に関して実績豊富な看護師を医務統括補佐として配置し、園の医療体制の拡充を図った。
 - ・ 一人ひとりの利用者の状態を改めて把握し、支援を見直す等、利用者一人ひとりのいのちを守る取組を進めた結果、健康診断の血液検査が2年前と比べて、全体として改善傾向にある。
 - ・ 「5 県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会について」で別途報告
- (エ) 施設運営を支える仕組みの改善
- a 利用者満足度調査の実施に向けた調査方法の検討
 - b I C F（国際生活機能分類）の評価シートの作成

イ 不適切な支援の発生

- (ア) 概要
- ・ 令和7年2月12日午前中、利用者（30代男性）が隣の寮のトイレに向かおうとしていたところ、職員（50代男性）が、利用者に対し、不適切な発言を行った上、別の職員（50代男性）とともに利用者を引きずって動かした事案が発生した。園は2月14日に支給決定自治体に、障害者虐待防止法に基づく通報を行った。併せて、利用者本人及び家族に対して謝罪を行った。
 - ・ 3月27日、支給決定自治体より、次の行為が虐待と認定された。
 - ① 利用者に対し、「マーキングなんてやめてよ」と発言した。（心理的虐待）
 - ② 隣の寮へ入ってきた利用者を、寮の外へ引きずり出した。（身体的虐待）
 - ③ 引きずり出した利用者のズボンと下着がずり落ち、下半身が露出した状態のままその場を立ち去り放置した。利用者は、その場で2分程度放置され、その間、複数の職員が通り過ぎるが、立ち止まり声をかけ、衣類を整える等の支援を行う職員はいなかった。（心理的虐待、ネグレクト）
- (イ) 虐待が発生した原因等の振り返り

- ・ 他利用者とのトラブルの可能性を考え、未然に防がなければという思いから、寮の外へ引きずり出すという行動に至ったが、利用者が床に横になっている光景を日常的なものとして、利用者に対して「無関心」で、積極的に「関わらない」職員の姿勢に問題があった。
 - ・ 日頃から職員で意見を言い合える環境ができておらず、職場環境の改善、マネジメントができていなかった。
 - ・ 事案発生後、上席が不在であるという理由から、園長までの報告が数日遅れ、虐待通報及び利用者の安全確保が遅れていた。
- (ウ) 再発防止に向けた取組
- ・ 地域とのつながりを深め、利用者と職員以外の関係者とともに、日中活動の充実を図る。また、活動を通して、一人ひとりの人生や想いに共感することで、利用者との関係性を見つめ直す。
 - ・ 虐待防止に対する知識及び意識の向上に加え、今回の件を受けて実施したロールプレイ等の実践的な研修を行い、利用者の気持ちを考え、全ての職員が自分事として考える機会をつくる。
 - ・ 園内の報告体制や利用者の安全確保等、虐待が疑われる事案発生時の対応について検討し、虐待防止マニュアルの見直しを行う。

ウ アクションプランの見直し

アクションプランに基づく取組状況について、利用者家族や職員等への説明を行うとともに、令和7年3月に開催した第2回「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）で意見をいただいた。

引き続き、様々な関係者の意見を伺いながら、アクションプランの見直しを行う。

(ア) 関係者の主な意見

- ・ 生育歴は、職員と家族で共通の認識を持てるよう、家族にも共有し、一緒に作ってもらいたい。
- ・ 生育歴を作成することで、これまでの生育環境等の利用者の歴史に触れ、身近な存在になった。一方で、作成する負担は大きく、その情報を寮内で議論する時間が十分でない。
- ・ オール中井デー等の取組は、その意義や目的等を職員間で共通認識を持つ必要がある。また、利用者にも理解してもらえるような関わりが大切である。
- ・ 園に配属後、支援現場に入る前に、介護技術等の実技研修があ

れば、自信をもって利用者と向き合うことができる。

- ・ 園の目指す方向性を共有する研修を行う必要がある。

(イ) アドバイザリー会議からの主な意見（３月）

- ・ 日中活動の充実として、「らっかせい」を始めとして、日中活動や地域とのつながりは進んでいる。
- ・ しかし、医療や健康問題については課題が多く、医療面だけに着目するのではなく、施設としての医療を考える必要がある。
- ・ 利用者の日々の状態変化や異変を医療に繋げていくことが福祉側の役割であり、利用者の健康状態は、日々の活動と結びつけて考えていく必要がある。
- ・ 進捗が低調な背景に、カンファレンスの内容が適切に園内で共有されていない等、園内の情報共有の課題があり、情報共有できる仕組みがなければ、園の底上げにつながらない。
- ・ 取組を行ったかどうかだけでなく、取組を通じて活動や表情が増えたという評価が必要である。

(ウ) アクションプランの見直し内容（案）

アクションプランに掲げる４つの柱は継承し、次のとおり見直しを行う（主な見直し箇所は別紙参照）。

- a 令和６年１０月に設置した医療・健康管理問題改革委員会中間報告への対応や令和７年４月に設置したモデル寮の実践等を踏まえ、令和７年度の重点事項を新たに定める。
- b 昨年度の職員アンケートから見えた組織体制やハラスメントの課題等、新たな課題への対応策を盛り込む。
- c モデル寮や、第２らっかせい（仮称）の設置等、新たな取組を盛り込む。

エ 今後について

- ・ 引き続き、利用者家族や職員等から意見を伺いながら、７月を目途にアクションプランの改定を行う。
- ・ 令和７年度の重点事項を中心に進捗状況や課題を把握できるよう、園とともに作成しているTODOリストを更新し、園と本庁が一体となって具体的な取組を進めていく。
- ・ 令和７年度は計画期間の最終年度であることから、引き続きアドバイザリー会議を開催し、第三者による進捗確認を行うとともに、計画期間である３年間の成果を見える化する。

(2) 愛名やまゆり園

ア 「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」を受けての対応について

社会福祉法人かながわ共同会（以下「共同会」という。）が設置した第三者委員会が令和6年10月に公表した、「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」（以下「中間報告書」という。）を受けての対応等を進めている。

(ア) 共同会の対応状況

a 経過

共同会は、中間報告書を踏まえ、令和7年1月、「かながわ共同会法人改革・愛名改善等実行プラン」（以下「改革実行プラン」という。）を策定し、①組織を変える、②意識を変える、③暮らしを変える、の3つの目標のもとに、抜本的な法人改革及び園の改善等に取り組んでいる。

b 改革実行プランの主な取組状況

①組織を変える

- ・ 支援改善チームの設置、運営
- ・ 外部コンサルタントによる人事制度等の改革
- ・ 園内会議の効率化
- ・ 理事長と現場職員との意見交換

②意識を変える

- ・ 職員研修体系の見直し
- ・ アンガーマネジメント研修の実施
- ・ 障害当事者を講師とした職員研修
- ・ 支援評価委員会の新設

③暮らしを変える

- ・ 相部屋解消のための他寮等への移行
- ・ 利用者全員カンファレンス
- ・ 園外活動の場の充実
- ・ グループホームの新設

c 改革実行プランの進捗管理

改革実行プランの進捗管理のため、新たに外部有識者等で構成される「法人改革アドバイザリー会議」を設置し、6月26日に第1回を開催した。

(主な意見)

- ・ 多床室の解消と日中活動の充実を優先し、トップがアクション

ンを起こし、職員に改革の方向性を具体的に示すことで、現場の動きやすさが向上する。

- ・ 改革の理念として地域共生社会を目指すのであれば、利用者が社会に出て役割を果たすことを職員が理解できる環境が必要。これに気づいた法人が変革を遂げる。ケアワークだけでなく、ソーシャルワークも重要である。

(イ) 県の対応状況

a 中間報告書で指摘された虐待が疑われる事案への対応

県は、「障害者総合支援法」の規定に基づき、次の行為について人格尊重義務違反と判断し、令和7年5月、指定障害者支援施設の指定の一部の効力の停止（新規入所者の受け入れ停止3か月：令和7年6月1日～令和7年8月31日）を行い、通知した。

- ・ 利用者の缶コーヒーを職員間で交互に回すことにより利用者に渡さず、利用者を混乱させた。
- ・ 利用者に職員の悪口等を言わせた。
- ・ お菓子について、利用者ごとに皿に分けることなく、ボールから手渡しするといった、利用者の人格への配慮を欠くような対応をしていた。
- ・ 利用者が食事を終えるまで席を立たせず、咀嚼の回数を強要していた。
- ・ 利用者の服の襟を掴むように持って誘導した。
- ・ 転倒防止を理由に、利用者の意思にかかわらず、利用者を椅子に拘束し、立ち上がれないようにしていた。
- ・ 散髪時に、利用者の意思を確認することなく、動きの激しい利用者の体を押さえていた。

b 中間報告書で県が検証すべきとされた事項等への対応

県は、中間報告書を踏まえ、これまでの県の対応を検証し「中間報告書による県への指摘に係る検証結果報告書」（以下「県報告書」という。）を取りまとめ、生活環境面における課題、生活支援面における課題、県による運営指導上の課題及び地域生活支援の課題の4点に整理し、改善に向け取り組んでいる。

c 県報告書の主な取組状況

令和7年4月から、県福祉職を愛名やまゆり園、厚木精華園へ2名ずつ派遣し、園の支援改善チームとともに、意思決定支援の推進や施設利用者の生活支援、日中活動の支援を行っている。

また、県から幹部職員等を派遣し、施設内ラウンドを行うほか、

日中活動の活性化のため、園の職員とともに、園外の日中活動の充実に向け取り組んでいる。

(ウ) 今後の対応

引き続き、中間報告書及び県報告書を踏まえ、県と法人、園が一体となって、愛名やまゆり園の改善に向けた取組を継続していく。

＜別添参考資料＞

参考資料 1 県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～（令和7年7月改定案）

別紙

(参考：アクションプランの主な見直し箇所（案））

新	旧
1 基本的事項 (4) 実施体制 (略) さらに、本庁は、令和6年1月に福祉子どもみらい局参事監（障害者支援改革担当）を配置、同年4月からは同参事監を新たに園長とした。 <u>令和7年4月には園長直轄のモデル寮を設置し、徹底的に当事者目線に立った支援を実践することで、効果的な取組を園全体に波及させていく。</u> こうした実施体制のもと、本庁においても日頃から園の利用者支援や人員配置等、運営状況の確認や、他の施設の情報も収集しながら、園と一体となって、課題の解決に向けた検討を行い、ガバナンスの強化等を図る。 (略) 2 具体的な取組内容 (略) (2) 令和7年度の重点事項 ○ <u>地域とつながり、課題を乗り越え、望む暮らしをつくる。</u> ・ <u>利用者の個別性に配慮しつつ、地域とつながる活動をつくる</u> ・ <u>挑戦から見えてきた課題を乗り越え、全園での取組に発展する</u> ・ <u>利用者の意思決定を支援し、利用者が望む暮らしをつくる</u> ○ <u>利用者一人ひとりの変化に気づき、医療へつなぐ</u> ・ <u>利用者の個別性に配慮しつつ、暮らしを通じた健康維持向上に取り組む</u> ・ <u>日々の支援における些細な変化を医療につなぐ</u> ・ <u>医療との適切な連携を図り、福祉施設と</u>	1 基本的事項 (4) 実施体制 (略) さらに、本庁は、令和6年1月に福祉子どもみらい局参事監（障害者支援改革担当）を配置、同年4月からは同参事監を新たに園長とした。 こうした実施体制のもと、本庁においても日頃から園の利用者支援や人員配置等、運営状況の確認や、他の施設の情報も収集しながら、園と一体となって、課題の解決に向けた検討を行い、ガバナンスの強化等を図る。 (略) 2 具体的な取組内容 (略) (2) 令和6年度の重点事項 <u>○ 当事者の声を園の運営に反映させる</u> <u>○ 利用者と職員の信頼関係に基づく暮らしによる支援を行う</u> <u>○ 利用者と職員が自分と自分の人生を見つめ合う支援を行う</u>

新	旧
<u>しての支援力を向上する</u> ○ <u>地方独立行政法人による運営へと円滑に移行する</u> ・ <u>生育歴、人となりシートを充実し、支援の基礎を固める</u> ・ <u>自治会運営や委員会参加を通じて、利用者の声を園の運営に反映させる</u> ・ <u>利用者やご家族、関係者への適切な情報共有を行う</u> 令和5年度、日中活動の充実として、利用者と職員が地域に出て、様々な方とふれ合いながら地域の中で当たり前に暮らせる環境づくりを進め、利用者の暮らしや職員の意識も変わり始めてきている。 一方、 令和5年度、令和6年度と虐待事案が続いており、公共の場では起こりえない対応や、見過ごされない状況を、施設の中では「当たり前」と思ってしまう麻痺した意識を変えなければならない。 何より、これまで利用者の暮らしや意欲を奪ってきたという 過去 <u>を反省した上で、施設の中で完結していた暮らしを見直す。全ての利用者が外に出て活躍できるよう取り組み、見えてきた新たな課題を乗り越え、一人ひとりの望む暮らしをつくっていく。</u> また、医療・健康管理について、支援改善アドバイザーからは、長期に渡る入所施設での支援の中で、40代、50代の若さにもかかわらず、歩行機能が低下し歩けなくなる方や、低栄養が懸念される方がいる等、いのちに関わる深刻な問題があるという厳しい指摘を受け、令和6年10月に「県立中井やまゆり園における医療・	令和5年度、日中活動の充実として、利用者と職員が地域に出て、様々な方とふれ合いながら地域の中で当たり前に暮らせる環境づくりを進め、利用者の暮らしや職員の意識も変わり始めてきている。 一方、<u>寮単位や個々の職員単位で見た場合に、改善状況、支援に対する意識や支援技術にはばらつきがある状況があるため、これまで以上に利用者が主体となり、職員が利用者への共感を深めていくことができるよう、取組を進めていく。</u> 何より、これまで利用者の暮らしや意欲を奪ってきたという<u>反省のもと、利用者一人ひとりの地域をつくり、暮らしを変えていくことを念頭に置いて、通過型施設としての支援を実践していく。</u>

新	旧
2-4 <u>地域と連携し、仲間たちとのつながりや役割を実感できるよう、日中活動を通じて地域交流に取り組むことができる新たな活動拠点を設置する。</u> (略) 【園と本庁の取組】 (通過型施設としての実践) 7-1 <u>短期入所の受け入れについて、地域支援課が中心となって、園長をトップとする入退所調整会議を定期開催するとともに、緊急性のある相談があった際は、即時園内で対応方針を検討する。なお、検討に当たっては、受入可否だけでなく、地域生活を送る上で必要な支援や関係機関との連携を検討する。</u> 7-2 <u>短期入所利用者一人ひとりに、園内担当者を設け、地域支援課とともに、生育歴を作成の上、園内ケース会議やモニタリング会議等を通じて、支援を検討する。</u> 7-3 <u>園は、利用者が地域に住まいを移した後も、定期的に生活状況を確認し、一時的に地域での生活が難しくなった場合に短期入所で受け入れる等、地域生活が続けられるよう支援する。</u> (略) <u>(モデル寮の運営)</u> 9 <u>特定の寮を園長直轄のモデル寮と位置づけ、日常的に全ての利用者が園の外で活動することを当たり前にする、地域とつながる(居場所をつくり、社会課題を解決する)実践を行い、その取組を園全体に波及させる。</u> 施設を居心地の良い環境に改善する 1-5 <u>当事者の目線に立った生活環境の改善を図るため、利用者や家族等の意見を踏まえた園全体のコンセプト設計を行った上で、施設のリノベーション等のハード面の整備を順次行う。また、事故の未然防止を目的とした行動分析A Iを活用した調査を行い、必要なICTの導入を検討する。</u> (略) Ⅳ 施設運営を支える仕組みの改善 利用者支援の質を評価する仕組みを構築す	(略) 【園と本庁の取組】 (通過型施設としての実践) 7 <u>園は、利用者が地域に住まいを移した後も、定期的に生活状況を確認し、一時的に地域での生活が難しくなった場合に短期入所で受け入れる等、地域生活が続けられるよう支援する。</u> (略) 施設を居心地の良い環境に改善する (略) Ⅳ 施設運営を支える仕組みの改善 利用者支援の質を評価する仕組みを構築す

新	旧
る <u>(些細なことでも報告され、報告が評価される仕組みの徹底)</u> 4 「ひやりはっと」では報告されないリスクや、日頃の支援での好事例が、どのような些細なものであっても、報告・報告が評価される仕組みとして、「エラー&グッドプラクティス・レポーティングシステム」を導入し、利用者支援や施設運営に対する改善・共有すべき事象を適時把握する。また、本庁において、要因分析する。 (略) 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための仕組みを構築する 1-4 職員のやりがいや達成感、ストレス軽減に資する取組を、職員の意見を聞きながらハラスメントのない職場づくり、働き方改革といった職場環境の改善に取り組む。 1-5 ハラスメントを受けた・見聞きした場合の「職員向け相談窓口」等について、継続して周知を図る。 1-6 園と本庁は、寮会議に参加する等、日常的に職員の意見を聞くとともに、課題に対する改善策を職員にフィードバックする。 (略) 利用者の望みを第一に考え、その暮らしや人生に寄り添う、当事者目線の支援を実践する人材を育成する 1-4 日常の支援を単なる「お世話」でなく、発達の視点、利用者の健康状況（人体の構造と機能）など、科学的根拠に基づいた支援が実践できる人材を育成するため、人材育成計画を作成し、医療、看護、心理、福祉など、多分野をテーマとした研修を検討し、実施する。 1-5 人材育成に当たっては、まず当事者理解・意思決定支援に関する研修や倫理に関	る (略) 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための仕組みを構築する 1-4 職員のやりがいや達成感、ストレス軽減に資する取組を、職員の意見を聞きながら継続的に検討する。 (略) 利用者の望みを第一に考え、その暮らしや人生に寄り添う、当事者目線の支援を実践する人材を育成する 1-4 日常の支援を単なる「お世話」でなく、発達の視点、利用者の健康状況（人体の構造と機能）など、科学的根拠に基づいて展開される実践的行為と理解して習得できるよう、新たな支援を実践する人材を育成する。そのために、医療、看護、心理、福祉など、多分野をテーマとした臨床研修を検討し、実施する。

新	旧
する研修、生育歴に関する研修など、ヒューマンスキルを中心とした研修を実施する。 (略) 利用者の暮らしに合わせた人員配置体制や、利用者が暮らしやすい施設規模に見直す (利用者が暮らしやすい施設規模の検討) 2-2 通過型施設として、当事者目線の支援が実践できる体制が整うまでの間は、入所ニーズは短期入所で応える。 2-3 虐待等による措置入所の場合、現利用者の退所後にやむを得ない理由により再入所が必要な場合に限っては、入所の必要性を判断の上、長期入所で受け入れる。ただし、再び地域で暮らすことができるよう地域生活支援を目的とした施設入所支援として、期間を定め、家族や地域の関係機関が連携し、施設にいる間に支援体制を整える「通過型支援」とする。 2-4 施設規模の見直しに当たっては、 障害者が地域に溶け込んで暮らせるよう、中井やまゆり園利用者の地域生活移行を進めるため、地域生活移行後の生活の場として、県立の障害者グループホームを設置する。 (略) 3 進捗確認体制 進捗管理に当たっては、県本庁と園で作成したタスクノート（アクションプランに位置づけた取組をやるべき作業に具体化したToDo リスト）を定期的に振り返り、進捗確認を行う。 「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」を設置し、定期的に第三者による進捗確認を行う。 進捗確認にあたっては、個々の取組の状況だけでなく、利用者の暮らしが豊かになったのかという視点で確認し、助言を得ていく。 令和7年度は計画期間の最終年度であ	(略) 利用者の暮らしに合わせた人員配置体制や、利用者が暮らしやすい施設規模に見直す (利用者が暮らしやすい施設規模の検討) 2-2 通過型施設として、当事者目線の支援が実践できる体制が整うまでの間は、入所ニーズは短期入所で応える。 2-3 施設規模の見直しに当たっては、民間のグループホームの設置支援や県によるグループホーム設置等、利用者の生活の場の確保に向けた検討を行う。 (略) 3 進捗確認体制 「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」を設置し、定期的に第三者による進捗確認を行う。 進捗確認にあたっては、個々の取組の状況だけでなく、利用者の暮らしが豊かになったのかという視点で確認し、助言を得ながら、改善点や課題を明らかにして毎年度、アクションプランを見直していく。

新	旧
<u>り、取組による成果（活動量や意識・意欲 の変化といった利用者の変化・職員の変 化など）を見える化していくことで、利用 者・職員双方の満足度の向上につなげ、地 方独立行政法人における福祉科学研究に 繋げる。</u>	

5 県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会について

令和6年10月22日に設置した県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会（以下「改革委員会」という。）について報告する。

(1) 設置の経緯と取組内容

県立中井やまゆり園（以下「園」という。）の支援改善アドバイザーから「長期に渡る入所施設での支援の中で、機能低下や低栄養その他のちに関わる深刻な問題が放置されている」との厳しい指摘を受け、園における健康リスクが高い当事者への対応の検討及び福祉施設で実施すべき健康管理のルールづくりを行うために設置された。

(2) 改革委員会の開催状況

（第1回）令和6年12月18日（水）

- 議 題 ○ 園での健康課題の検討
○ 事例に基づく検討

（第2回）令和7年1月28日（火）

- 議 題 ○ 施設で起こるエラー（不適切支援）の定義・改善に向けた対応
○ 個別事例に基づく検討
○ 指摘を受けての園の改善事項
○ 中間報告に向けて 等

（第3回）令和7年3月27日（木）

- 議 題 ○ 本委員会の役割について（再整理）
○ 委員からの指摘事項等
○ 施設で起こるエラーのPDCAによる改善
○ 中間報告（案）
○ 健康管理のガイドライン（案）

(3) 中間報告の概要

改革委員会での議論や現地調査の結果を踏まえ、現時点における検討状況を中間報告として取りまとめた。

中間報告では、課題認識、課題解決に向けた具体的対応や健康管理のガイドライン（案）を記載している。

ア 課題認識

- ・ 当事者一人ひとりの健康リスクが見逃され、必要な医療につなげ

ることができていなかった複数の事例が報告されている。

- ・ 健康管理や医療と福祉施設の連携の重要性についての理解が不足している。
- ・ 園全体のマネジメントが機能していない。
- ・ 県本庁は、園の実情を十分把握できず、改善に向けた指導や支援を十分行うことができていない。

イ 課題解決に向けた具体的対応

＜現場職員への提言＞

- ・ 当事者の全体像を知り、リスクの最小化に努める。
- ・ 変化に気付き、医療につなぐ。
- ・ 当事者の将来の可能性を尊重する。

＜施設運営者への提言＞

- ・ 徹底的に当事者の暮らしに寄り添う。
- ・ 園は「当事者の生活空間」であり入院施設ではない。
- ・ できるところから着手する。

ウ 福祉支援をベースにした健康管理の課題

病気の発症前から生じているささいな体調変化等に、現場職員が気付かない／気付けない／気にしないことが課題である。

(ア) 原因 (W h y)

現場職員のやるべきことや責任の範囲が曖昧であり、また、エラーに気づいても報告しない、報告しづらい文化があるなど、マネジメントが機能していないことが主たる原因と考えられる。

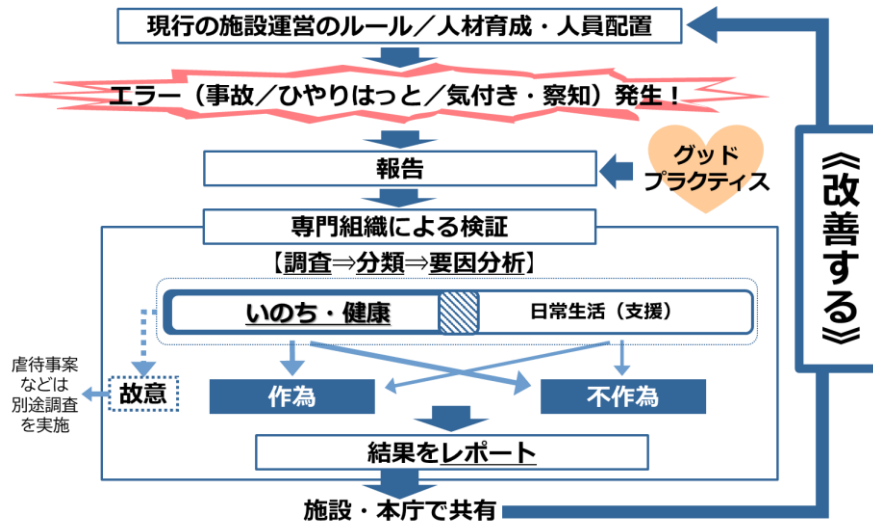
(イ) 対応 (H o w)

マネジメントの改善に当たっては、現在の園の業務システムを一から見直す必要があるが、まずは次の取組を進める必要がある。

- ・ 適切な改善サイクルを機能させること。
- ・ 健康管理のガイドラインを作成すること。

エ 施設で起こるエラーのPDCAによる改善

次の仕組みにより、エラーを分類し、必要な改善のサイクルを機能させる必要がある。



なお、園では、改革委員会の議論を経て、試行的にエラー等の報告システム（エラー&グッドプラクティスレポーティングシステム）を運用し始めている。今後、必要に応じて、エラーの定義や報告基準の見直し等を行っていく。

オ 健康管理のガイドライン（案）

当事者一人ひとりの「いのち」を守るための健康管理の指針や判断基準となる「ガイドライン」を定める。ガイドラインでは、個別項目ごとに、次の視点から健康管理の指針や判断基準を示す。

- ・ 現場職員が持つべき心構えや考え方、前提となる知識
- ・ 医療と福祉のコミュニケーション・連携のあり方やルール
- ・ 人材育成・人員配置のあり方

カ 今後の課題

- ・ 医療機関とのコミュニケーション
- ・ 全生育歴をベースとした徹底的な振り返り
- ・ 他施設への展開 等

(4) 今後の対応

- ・ 中間報告に示された今後の課題に係る検討
- ・ 改革委員会に報告された事例に係る福祉的な視点での検証
- ・ 最終報告のとりまとめ

＜別添参考資料＞

参考資料 2 県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会 中間報告

（参考：改革委員会委員一覧）

名前	所属
植田 耕一郎	学校法人日本大学歯学部 特任教授 医療法人社団光生会陵南診療所摂食リハビリステーション 嚥下部長
上野 正文	県立中井やまゆり園 医務統括補佐
大川 貴志	特定非営利活動法人みんなの家 理事
児玉 安司 (委員長)	学校法人東京医科大学 理事 一橋大学法科大学院 客員教授 社会福祉法人武蔵野 理事
佐藤 彰一	学校法人國學院大學 名誉教授
椎 崇	学校法人北里研究所 北里大学病院 薬剤部 課長
高原 浩	フェスティーナレンテ株式会社 代表取締役CEO、統括施設長
田中 和美	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学 栄養学科長
中西 晴之	社会福祉法人グリーン 理事長
名倉 美紀	株式会社コロロ発達療育センター 公認心理師
野崎 秀次	県立中井やまゆり園 医務統括 医療法人社団康心会康心会汐見台病院 精神保健指定医
羽生 裕子	社会福祉法人コロロ学舎 児童支援部長
森 俊樹	社会福祉法人恩賜財団済生会神奈川県病院 副院長
山崎 元靖	神奈川県健康医療局 医務担当部長

6 新たな地方独立行政法人の設立について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、令和8年4月に新たな地方独立行政法人（以下「法人」という。）を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指しており、同法人の取組や設立準備の状況等を報告する。

(1) 法人の名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構

(2) 設立時期（予定）

令和8年4月1日

(3) 設立目的

この法人は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

(4) 定款

令和7年第1回定例会で議決

(5) 法人の取組

ア 科学的な福祉の研究

再現性のある当事者目線に立った支援を確立するため、重度知的障害者をはじめ障害者の心身の状態を定量化し、見える化するための研究や、障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるための障害者の健康管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進する。

イ 当事者目線による地域生活支援の実践

中井やまゆり園の利用者をはじめ地域における障害者の望む暮らしを実現するため、日中活動や健康管理等に基づく「豊かな暮らしづくり」、地域生活移行や障害者の地域における役割をつくる「連携」、

望みに寄り添う「相談」を柱として、当事者目線による地域生活支援を実践する取組を推進する。

ウ 当事者目線の支援を実践する人材の育成

科学的な福祉の研究の成果を踏まえて、再現性のある当事者目線に立った支援を実践する法人職員を育成し、地域共生社会をつくる人材として輩出するとともに、福祉の質的・量的向上を図るため、民間施設・事業所の職員の育成に取り組む。

エ 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

地域の住民や事業所、大学、病院等に対して、当事者目線の障害福祉や科学的な福祉の研究及び実践の成果等の普及啓発を行い、障害者に対する理解や地域とのつながりをつくる活動への参加を促進する。

(6) 設立準備の状況

ア 組織体制

法人の取組である科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実行性を高めるために、研究部門と中井やまゆり園を含む生活支援・人材育成部門を柱とする方向で検討を進めている。

イ 人事・給与制度

職員の給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、基本的に県の制度に準拠する方向で検討を進めている。

ウ 財務・会計制度

諸規程の整備や、法人に出資する財産の整理・測量等を進めている。

エ 情報システム

情報基盤及び情報システム（人事給与システム、財務会計システム等）の導入に向けて、事業者と契約を締結して準備を進めている。

オ 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実施に向けた取組

- ・ 令和7年度に、地域資源の活用が利用者の健康やQOLの向上に与える影響や利用者の健康状態・栄養状態の把握と効果的な支援に関する研究、唾液等による身体状況や声の響き・心拍変動等による心理状態の見える化など、法人化に先駆けたプレ研究を実施するた

め、具体的な研究の実施方法や執行方法について、県立保健福祉大学等関係団体と調整を進めている。

- ・ 法人職員のキャリアパスや研修体系等の人材育成計画の検討を進めている。

カ 職員確保に向けた取組

法人設立当初の職員の構成は、県派遣職員とプロパー職員からなる。

(ア) 県職員の派遣

法人は、中井やまゆり園を母体とするものであり、法人職員のプロパー化を進める間、プロパー職員の採用状況に応じて、県職員を派遣する。

そのため、園職員を含む福祉職との意見交換や庁内ポータルを通して、法人に関する情報の発信を行っている。

また、法人に派遣する福祉職を確保するためには、法人が目指す新しい福祉への職員の理解を深めることが重要であるため、モデル寮における取組や成果を県の福祉職へ浸透させ、意識の向上を図っていく。

(イ) プロパー職員の確保（採用予定日 令和8年4月1日）

（第1回職員採用試験の概要）

募集分野 福祉職

募集人数 40名程度

募集期間 令和7年3月3日～4月30日

募集結果 90名

最終合格 48名

（第2回職員採用試験の概要）

募集分野 福祉職

募集人数 20名程度

募集期間 令和7年6月2日～6月30日

最終合格 令和7年8月中旬発表

※秋に、法人の中核を担う人材の採用試験を実施予定

キ 施設整備等

- ・ 法人本部事務局や研究部門等の職員の執務スペースの整備、看板の架け替えを行う。
- ・ 法人の使命等を印象付けるため、法人のシンボルとなるロゴマークを作成する。

(7) 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第2条に基づき、神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

ア 主な役割

- ・ 中期目標及び中期計画に対する意見の提示
- ・ 業務実績評価に対する意見の提示

イ 任期

令和7年6月2日～令和9年3月31日

ウ 委員名簿

氏名	所属・役職名等
尾崎 雅代	尾崎公認会計士事務所 公認会計士
楠 聖伸	武蔵野大学ウェルビーイング学部 講師
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター 教授
鈴木 敏彦	淑徳大学 副学長
名里 晴美	社会福祉法人訪問の家 理事長
吉田 勝明	公益社団法人神奈川県病院協会 会長

(8) 中期目標

ア 中期目標の意義

中期目標は、設立団体の長が指示する、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、地方独立行政法人は、この中期目標を達成するための具体的計画（中期計画）を作成し、これに基づいて業務を実施する。

イ 中期目標に定める事項（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条第2項）

- ・ 中期目標の期間（3年以上5年以下の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間）

- ・ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・ 財務内容の改善に関する事項
- ・ その他業務運営に関する重要事項

ウ 中期目標を定め、又はこれを変更しようとする時の手続（法第25条第3項）

あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

エ 中期目標（骨格）

別紙のとおり

オ 中期目標（骨格）のポイント

(ア) 研究と実践の連動

再現性のある当事者目線に立った支援を確立するため、現場意見を研究テーマに反映する仕組みや組織体制を確立するとともに、研究成果の普及なども含めて評価する仕組みを導入する。

(イ) 豊かな暮らしづくりの実践

- ・ アクシンプランを継承し、利用者への共感に基づきチームによる利用者支援に取り組む。
- ・ 障害者の役割をつくるため、地域の事業所等と共同で、地域における日中活動に取り組む。
- ・ 医療・健康管理問題改革委員会の提言に基づく健康管理を実践するとともに、地域の障害者の診療体制の充実などに取り組む。
- ・ 地域における暮らしをつくるため、職住分離を基本とする生活を構築するとともに、グループホームの運営・検証、意思決定支援や地域生活体験等を通じて地域生活移行などに取り組む。

(ウ) 地域とのつながりをつくる連携の実践

住民、企業、自治体や民間事業所等とともに障害者の役割をつくり、広げていくための連携に取り組む。

(エ) 望みに寄り添う相談支援の実践

障害者の地域生活を支援するため、困り事の相談を含む相談支援を実施する。

(オ) 法人職員の人材育成

法人職員に法人の理念や目的、アクションプランの意義等を浸透させる研修やその実践等を通じて、法人職員の人材育成に取り組む。

(カ) 運営体制の確保

- ・ 県から法人へ運営主体が変わることを踏まえて、中井やまゆり園利用者や家族等に寄り添い、県との間で丁寧に業務を引き継ぐことのできる体制を構築する。
- ・ 法人の自主性及び実行性を高めるため、法人が直接雇用する職員の計画的な確保を進める。

(キ) 自己収入の確保

障害福祉サービス等報酬の改定に迅速かつ適切に対応し、新たに加算を獲得するなど、自己収入の確保に努める。

(ク) 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告

- ・ 障害当事者や学識者等で構成する第三者機関や家族会を設置し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その意見を反映していく。
- ・ 県との間で明確な公表・報告基準を作成し、当該基準に基づき適時適切に公表・報告を行う。

カ 評価委員会における主な意見

令和7年6月16日に第1回評価委員会を開催し、中期目標（骨格案）について審議を行った。

（評価委員会委員からの主な意見）

- ・ 神奈川県の子知的障害の人たちがよくなるだけでなく、それを見習って全国の人たちがそうなることを目標に設定してもらいたい。
- ・ 知的障害があるから診察できないという時代ではないようにしなければならない。
- ・ これから研究機能を持つ中で、利用者満足度調査の指標や方法を構築した方がよい。
- ・ 職員の動機や気持ちなどの研究もした方がよい。
- ・ 職員が満足して生き生きと働いていれば、入所者にどう接しているかも想像がつくので、職員満足度調査をやってもらいたい。
- ・ 収支の根拠を対外的に説明できるように整理した方がよい。
- ・ 骨格としては網羅されていると思うが、他の独法と比較したときに、神奈川発のフロンランナーというところを分かりやすく示した方が面白いと思う。

(9) 今後のスケジュール

令和7年11月	令和7年第3回定例会に以下の議案を上程 ・ 中期目標案 ・ 法人に承継させる権利を定める議案 ・ 法人に係る重要な財産を定める条例案 ・ 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の改正案
令和8年1月	認可申請
3月	総務大臣による法人の設立認可
4月	法人の登記・設立

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標（骨格）

前文

神奈川県は、津久井やまゆり園事件の経験を踏まえて、ともに生きる社会かながわ憲章や神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例を制定し、地域共生社会の実現に向けて、当事者目線の障害福祉を推進してきた。

こうした中、県立障害者支援施設は、率先して当事者目線の支援の実現に向けて取り組んでいるが、当事者目線の支援を実践するための改革が十分に進まず、いのちに関わる問題も浮き彫りになっている。こうした支援における課題は、県立障害者支援施設だけでなく、障害者支援施設全体に共通する課題である。

このため、当事者目線の障害福祉の一層の推進に向けては、大学や企業等と連携した研究を通じて、福祉の現場に科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立った支援を確立するとともに、それを実践していく必要がある。

一方で、障害者の望む暮らしを実現するためには、障害福祉サービスに従事する職員をはじめ、地域で暮らす一人ひとりが、障害者の思いや望みへの共感を深め、障害者を含めて地域の中でそれぞれの役割を果たすことを通じて、互いに支え合うことのできる地域をつくる必要があり、それを担う人材の育成が不可欠である。

こうした取組の中で得られた知見は、福祉という枠を超えて社会全体へと波及させることにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会へとつなげていくことが期待されている。

そこで、神奈川県は、条例の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的に、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構を設立することとした。

この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 科学的な福祉の研究

- (1) 障害者の心身状態の見える化に関する研究
- (2) 有効な支援のあり方に関する研究
- (3) その他県の施策として実施すべき研究
- (4) 研究と実践の連動
- (5) 研究成果の社会への還元

2 当事者目線による地域生活支援の実践

(1) 豊かな暮らしづくりの実践

- ア 共感に基づくチームでの利用者支援
- イ 役割をつくるための日中活動の充実
- ウ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践
- エ 暮らしの場の充実と地域生活移行

(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践

- ア 関係をつくる
- イ 役割をつくる
- ウ 地域をつなげて広める

(3) 望みに寄り添う相談支援の実践

3 当事者目線の支援を実践する人材の育成

(1) 法人職員の育成

- ア 基礎力や専門力を高める研修の実施
- イ 現場における効果的な実践

(2) 地域の施設・事業所等職員の育成

4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営体制の確保

- ・ 運営主体の変更を踏まえた利用者や家族等に寄り添う丁寧な業務の引継ぎ
- ・ 法人が直接雇用する職員の計画的な確保
- ・ 研究や人材育成等の業務の効率的かつ効果的な運営体制の確保

2 組織及び人事配置の適正な運用

- ・ 利用者の地域生活移行の状況に応じた寮体制や職員配置の適正な運用

3 その他PDCAサイクルによる継続的な改善

- ・ 日頃の支援における好事例や気づき等の報告及び報告が評価される仕組みの構築

第4 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の確保

- ・ 障害福祉サービス等報酬の改定への迅速かつ適切な対応
- ・ 科学研究費補助金などの外部資金の獲得

2 経営資源の有効活用

- ・ 財務運営の定期的な見直し、効率化による経営資源の有効活用

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設設備の維持管理、リノベーションの実施

- ・ 迅速・柔軟な修繕及び中長期の計画に基づく修繕の実施
- ・ 中長期の計画に基づく生活環境向上のためのリノベーションの実施

2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告

- ・ 支援や法人運営の見える化に向けた第三者機関や家族会の設置
- ・ 県との明確な公表・報告基準の作成及び適時適切な公表・報告

地方独立行政法人制度の概要

1 地方独立行政法人の定義

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第2条第1項抜粋）。

2 地方独立行政法人の種類（下線が新たな法人に該当する分類）

(1) 職員の身分による分類

ア 一般地方独立行政法人（非公務員）

イ 特定地方独立行政法人（公務員）

※ 特定地方独立行政法人は、「その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるもの（法第2条第2項抜粋）」に限定される。

(2) 業務による分類

ア 公立大学法人

イ 公営企業型地方独立行政法人（病院事業の経営など）

ウ その他の地方独立行政法人（試験研究、社会福祉事業の経営、公共的な施設の設置及び管理など）

(3) 設立形態による分類

ア 移行型地方独立行政法人

※ 法人成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を法人成立の日以後行うもの。

※ 県職員の引継ぎ（承継又は非承継）については、職種や採用時の条件に応じて今後調整していく。

イ 新設型地方独立行政法人

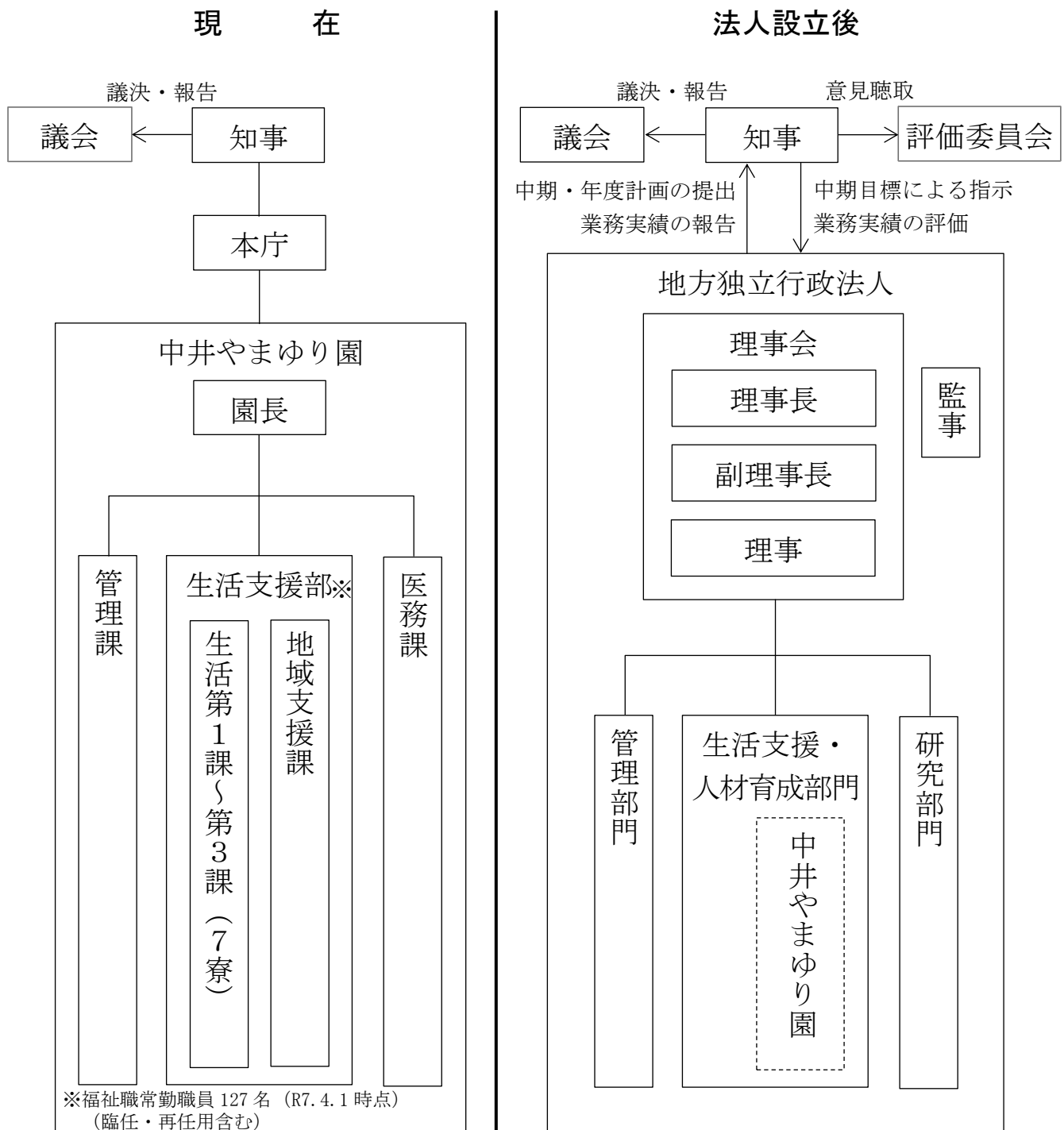
3 運営体制（県と地方独立行政法人との関係）

- ・ 県が法人を設立し、県知事が法人の理事長を任命。
- ・ 県が議会の議決を経て法人に中期目標を示し、その目標に対して法人

が策定する中期計画を知事が認可して、その計画に基づき法人が運営。

- ・ 県が法人の業務実績について地方独立行政法人評価委員会に意見を聴取した上で評価。
- ・ 県は、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付。

＜新たな地方独立行政法人の組織イメージ＞



地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の概要

(1) 制定の趣旨

地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の定款について、定めるものである。

(2) 定款の内容

ア 目的（第1条関係）

この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年神奈川県条例第57号）の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

イ 名称（第2条関係）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

ウ 設立団体（第3条関係）

法人の設立団体は、神奈川県とする。

エ 事務所の所在地（第4条関係）

法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

オ 法人の種別（第5条関係）

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

カ 役員の定数（第7条関係）

(ア) 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

(イ) 前項の理事のうち3人は、法人の常勤の役員及び職員でない者（以下「非常勤外部理事」という。）とする。

(ウ) 前項の非常勤外部理事は、法人の経営及びガバナンスに関して高度な知識及び経験を有する者を含むこととし、そのうち1人は障害者とする。

キ 役員の任命（第9条関係）

(ア) 理事長は、知事が任命する。

(イ) 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(ウ) 監事は、知事が任命する。

ク 役員の任期（第10条関係）

- (ア) 役員の任期は、2年とする。
- (イ) 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。
- (ウ) 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (エ) 役員は再任されることができる。

ケ 理事会（第11条関係）

法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

コ 業務の範囲（第16条関係）

- (ア) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- (イ) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
- (ウ) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- (エ) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- (オ) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

サ 説明責任（第17条関係）

- (ア) 法人は、障害者等に対する虐待の防止、その早期発見その他の知事が必要と認める場合において、知事への報告若しくは帳簿書類その他の物件の知事への提出若しくは提示を行い、又は知事が指定する職員からの質問、当該職員の施設への立入り若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるものとする。
- (イ) 法人は、前項に定める場合その他法人の組織や運営の状況に関し、積極的に情報を公表するものとする。

シ 資本金（第20条関係）

法人の資本金は、神奈川県が出資する。

(3) 施行期日

法人成立の日

7 県立中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証について

県立中井やまゆり園の元利用者が、令和6年7月4日に転居先の千葉県長生村で死亡した事案について報告する。

(1) 対応経過

ア 検証チームの設置

元利用者に関わりのある県内の支援機関とともに、転居前の生活や支援状況を振り返り、地域での生活を支えるために必要な支援等について検証をするため、「中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム」（以下「検証チーム」という。）を設置した。

(ア) 構成員

（座 長）佐藤 彰一氏（國學院大學名誉教授）

（支援機関）中井やまゆり園、支給決定自治体、相談支援事業所、短期入所事業所、障害サービス課

(イ) 開催状況

（第1回）令和6年8月27日（火）

議 題 ○ 検証チームの進め方
○ 支援機関ごとの検証

（第2回）令和6年9月12日（木）

議 題 ○ 検証チームの進め方
○ 支援機関ごとの検証
○ 支援機関の連携についての検証
○ 制度や仕組みの検証

（第3回）令和6年10月28日（月）

議 題 ○ 中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム中間報告書（案）について
○ 今後の検証について

（第4回）令和7年3月17日（月）

議 題 ○ 関係機関へのヒアリング及び公判の結果について
○ 最終報告書に向けた論点整理

（第5回）令和7年5月20日（火）

議 題 ○ これまでの検証を受けての振り返り
○ 再発防止策について

イ 中間報告について

第3回までの検証チームにおける議論について、これまでの対応に係る各支援機関の振り返りと同様の事案の発生を防ぐための各論点等を整理して、令和6年12月10日に中間報告書として公表した。

(2) 最終報告について

ア 検証の結果を踏まえた課題

(ア) 本人支援

入所施設は、意思決定支援等により元利用者が望む暮らしを把握し、そのうえで、本人が持つ可能性を引き出し、本人と一緒に、地域における希望のある暮らしを作っていくための支援を行うべきであるが、そうした役割を果たせていなかった。

(イ) 家族支援

- ・ 関係機関は生活全般に支援が必要な家庭と認識していたが、関係機関の機械的な対応は、父母の負担を増加させ、孤立感を深めたと推察される。
- ・ 地域生活が困難となった家庭に対し寄り添った支援を行う必要があった。

(ウ) 虐待対応

虐待リスクのある家庭に対し、措置入所といった踏み込んだ対応を検討する必要があった。

イ 再発防止策

(ア) 基本的な考え方

障害当事者とその家族を孤立させず、寄り添った対応を行うため、本人を中心に家族と共に関係機関が意思決定支援を行い、検討の場には本人と家族も参画する協働型のチーム支援を実践していく。

(イ) 当事者目線の支援

障害当事者本人の生き難さを理解し、本人の人生に共感して、本人が望む暮らしを実現できるよう本人との面接の機会を増やし、関係機関の話合いの場に本人も含めるなど本人を中心にご家族も含めた意思決定支援に取り組む。

(ウ) 家族への寄り添い

- ・ 生き難さを抱える障害当事者や家族に対して、家族負担が深刻な状況である場合には、本人を中心とした意思決定支援を行ったうえで、支援体制が整うまで短期入所、通過型の入所を検討し、

実行する。

- ・ 県は、短期入所、通過型の入所の受入先を調整する体制の構築に向けて検討し、実行する。

(エ) 虐待対応のスキームの明確化

- ・ 家族から虐待を受けたと思われる障害当事者を発見した場合、関係機関は市町村へ通報する。
- ・ 通報を受けた市町村は、組織内で虐待によるリスクのアセスメントを行うとともに、市町村または相談支援事業所は、関係機関が集まった話し合いの場を設定する。
- ・ その場で、虐待によるリスクを総合的にアセスメントし、生命にかかわるような緊急事態と判断される場合、市町村は措置入所による緊急避難的な施設入所を検討するとともに、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターでの対応を調整する。なお、関係機関は、あらかじめ、措置入所先を確保しておく。

＜別添参考資料＞

参考資料 3 中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム報告書

Ⅱ 多文化共生に向けた取組について

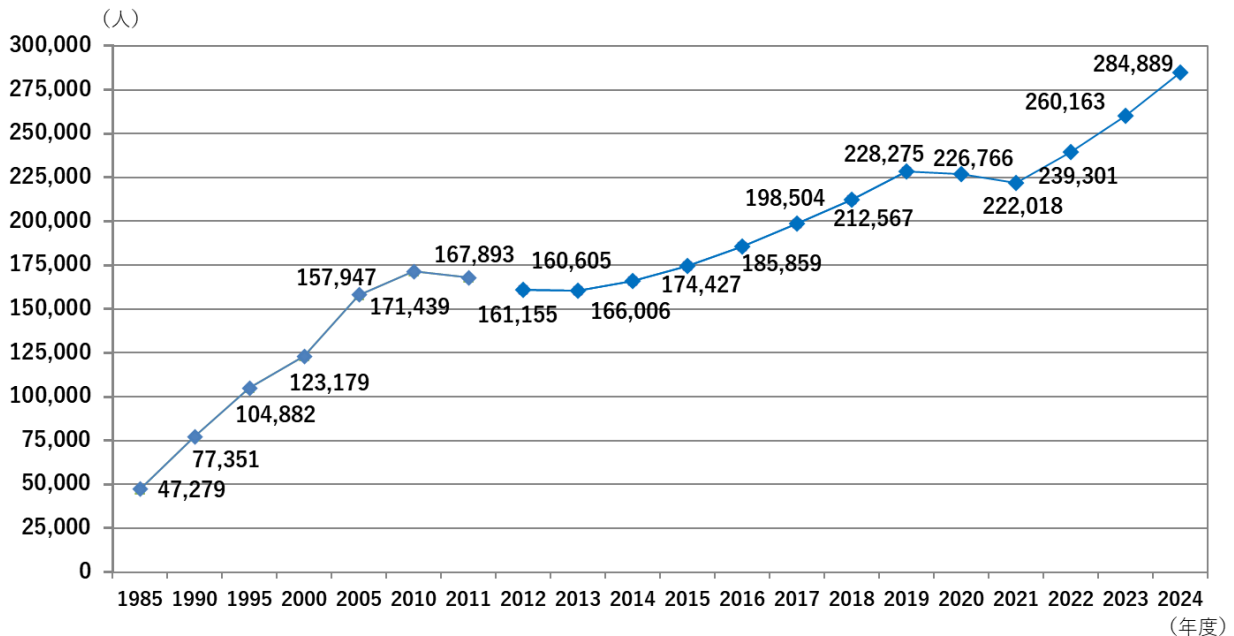
1 外国籍県民の現状

(1) 本県にくらす外国籍県民の状況

県内の外国籍県民は、2025（令和7）年1月1日現在、284,889人で、県民の約32人に1人が外国籍県民であり、県民比率で3.1%を占めている。

国籍（出身地）別では、中国が79,248人で全体の27.8%を占め、続いて、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールの順となっている。

< 県内の外国籍県民数 >



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なるので、2011（平成23）年以前のデータと単純に比較することはできない。

< 国・地域別の状況 >

		2020 年度 (2021.1.1)	2021 年度 (2022.1.1)	2022 年度 (2023.1.1)	2023 年度 (2024.1.1)	2024 年度 (2025.1.1)
1 位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	71,386	68,445	70,390	74,592	79,248
	構成比(%)	31.5	30.8	29.4	28.7	27.8
2 位	国・地域	韓国	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム
	外国人数(人)	27,138	26,478	29,203	34,186	39,479
	構成比(%)	12.0	11.9	12.2	13.1	13.9
3 位	国・地域	ベトナム	韓国	韓国	韓国	韓国
	外国人数(人)	26,191	26,225	26,733	26,770	26,847
	構成比(%)	11.5	11.8	11.2	10.3	9.4
4 位	国・地域	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	外国人数(人)	22,825	22,960	24,358	25,574	26,673
	構成比(%)	10.1	10.3	10.2	9.8	9.4
5 位	国・地域	ブラジル	ブラジル	ネパール	ネパール	ネパール
	外国人数(人)	8,749	8,410	9,564	11,928	15,544
	構成比(%)	3.9	3.8	4.0	4.6	5.5

※ 2012 年度までは「中国」に「台湾」を含んでいたが、2013 年度調査から別に集計している（新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となった）。

※ 2015 年度までは「韓国・朝鮮」として集計していたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016 年度調査から別に集計している。

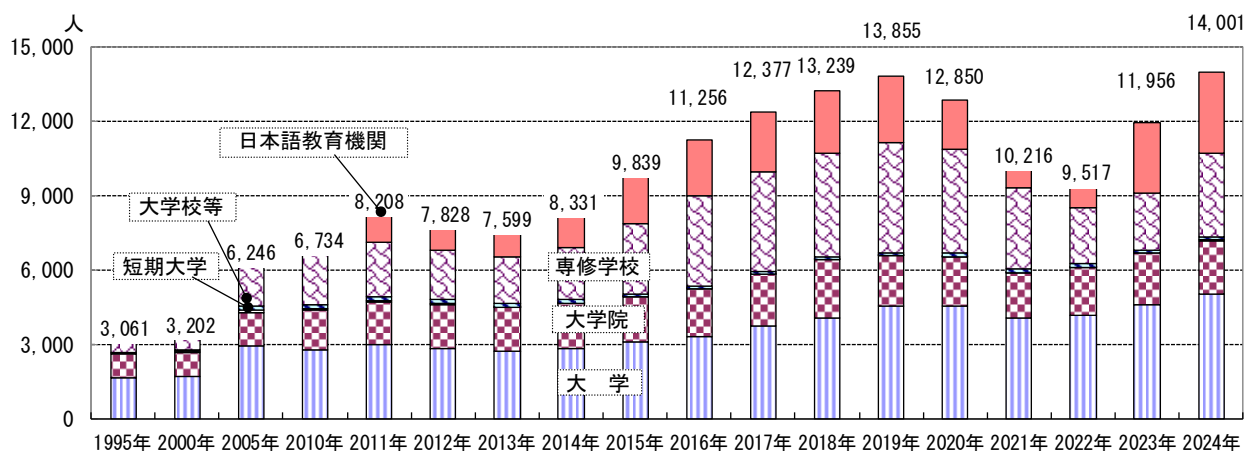
(2) 留学生の状況

県内の外国人留学生は、2024（令和6）年5月1日現在14,001人で、前年度に比べ2,045人増加している。

学校種別では、大学が一番多く、続いて専修学校（専門課程）、日本語教育機関、大学院、大学校等、短期大学の順となっている。

主な出身国・地域はアジアが上位の5位を占め、中国が6,167人で、1990（平成2）年以降第1位を維持している。また、2023（令和5）年からは、ネパールが第2位、ベトナムが第3位となっている。

<県内の外国人留学生数>



<出身国（地域）別留学生数（上位5か国の推移）>

	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)
1	中国 1,118	中国 1,379	中国 1,683	中国 4,127	中国 3,792	中国 5,032	中国 4,718
2	台湾 490	韓国 824	韓国 744	韓国 847	韓国 1,153	韓国 1,294	韓国 1,173
3	韓国 403	台湾 407	台湾 216	台湾 201	台湾 279	タイ 261	台湾 224
4	インドネシア 55	マレーシア 90	タイ 84	タイ 142	タイ 256	台湾 216	タイ 201
5	マレーシア 47	タイ 57	マレーシア 71	マレーシア 134	ベトナム 171	ネパール 183	ネパール 188
国(地域)数	46	66	72	87	94	101	100

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
1	中国 4,386	中国 4,173	中国 4,514	中国 4,655	中国 5,171	中国 5,815	中国 6,044
2	韓国 1,007	ベトナム 910	ベトナム 1,492	ベトナム 2,218	ベトナム 2,401	ベトナム 2,537	ベトナム 2,484
3	ベトナム 314	韓国 886	ネパール 835	ネパール 1,178	ネパール 1,291	ネパール 1,196	ネパール 1,367
4	タイ 244	ネパール 455	韓国 776	韓国 736	韓国 774	韓国 781	韓国 947
5	台湾 236	タイ 306	タイ 329	台湾 401	台湾 470	台湾 408	台湾 464
国(地域)数	108	110	115	116	120	127	121

	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2024 (R06)
1	中国 5,990	中国 5,494	中国 5,001	中国 5,563	中国 6,167
2	ベトナム 2,236	ベトナム 1,695	ベトナム 1,246	ネパール 1,176	ネパール 2,220
3	ネパール 1,213	ネパール 661	韓国 791	ベトナム 1,101	ベトナム 1,151
4	韓国 892	韓国 613	ネパール 457	韓国 910	韓国 863
5	台湾 346	台湾 252	台湾 249	スリランカ 452	スリランカ 595
国(地域)数	113	107	120	128	121

※ 中国には、平成10年度から香港、平成11年度からマカオを含む。

2 多文化共生の取組

(1) かながわ国際施策推進指針

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年5月に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して、様々な施策に取り組んできた。

2004（平成16）年からは、「かながわ国際施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、現在は、2024（令和6）年3月に改定した第5版に基づき、国際施策の推進に取り組んでいる。

【参考】「かながわ国際施策推進指針（第5版）」の概要

1 めざす姿

「幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現」

「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」

2 基本目標と施策の方向

基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

施策の方向2 日本語教育の充実

施策の方向3 外国につながるのある子どもたちへの支援

施策の方向4 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援

施策の方向5 災害時などにおける外国籍県民等への支援

施策の方向6 多文化理解の推進

基本目標2 神奈川の強みを生かした国際展開

施策の方向7 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致

施策の方向8 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進・発信

施策の方向9 外国人観光客の誘致促進

施策の方向10 「マグカル」の推進

基本目標3 グローバル人材などの活躍促進

施策の方向11 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進

施策の方向12 国際社会で活躍できる人材の育成

施策の方向13 外国人材の活躍促進

施策の方向14 外国人材が働きやすい環境づくり

基本目標4 非核・平和意識の普及

施策の方向15 非核・平和意識の普及

基本目標5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

施策の方向16 県民活動への支援や協働・連携

施策の方向17 基地対策の推進

施策の方向18 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

(2) 多文化共生の取組の状況

多文化共生については、指針において定めた「めざす姿」に向かって、基本目標 1 「多文化共生の地域社会づくり」に沿って、着実に取組を進めている。

ア 基本目標 1 多文化共生の地域社会づくり

(ア) 施策の方向 1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

a 外国籍県民等のための相談体制や情報提供の充実

- ・ 多言語対応のワンストップ相談窓口である「多言語支援センターかながわ」において、相談対応や情報提供を行った。
- ・ 外国籍県民相談窓口において、法律・教育などの相談対応を行った。
- ・ 外国人労働相談窓口において、労働問題、労働トラブルなどの相談に多言語で対応した。

b 外国籍県民等への生活支援の充実

- ・ 行政窓口相談や公立学校面談など、くらしに必要な公的サービスを外国籍県民等が受ける際に、NPO法人などと連携し、通訳ボランティアの派遣を行った。
- ・ 行政手続きなどでサポートを必要としている外国籍県民等を支援するため、市町村窓口などに同行した。

c 外国籍県民等への医療・福祉サービスの推進

- ・ 外国籍県民等が安心して適切な医療を受けられるよう、NPO法人などと連携し、医療通訳ボランティアの派遣を行った。
- ・ 外国籍県民等を対象に年金、在留資格など、日本の社会制度を学ぶセミナーを実施した。

d 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進

- ・ 教員、児童相談所職員などを対象に外国籍県民等の状況や在留資格などの関連制度に係る研修を実施した。

e 外国籍県民等の県政への参加促進

- ・ 外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場として、外国籍県民を委員とする会議を開催した。

f 外国籍県民等の人権の尊重

- ・ ヘイトスピーチなどの外国籍県民等に関する様々な人権問題を解消するため、リスティング広告などによる啓発活動やインターネット上の差別的な書き込みのモニタリング等を実施した。

(イ) 施策の方向 2 日本語教育の充実

a 市町村や関係機関などと連携した地域日本語教育体制の整備

- ・ 各地域のニーズや実情に応じたプログラムの提案・調整などを行う地域日本語教育コーディネーターを配置した。
- ・ 日本語初心者 of 外国籍県民等に対して、専門家による日本語講座などを実施した。
- ・ 日本語教室の運営などに取り組む市町村に対して補助した。

b 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

- ・ 日本語ボランティアなど、地域の日本語教育活動にかかわる方などに対して、研修を実施した。
- ・ 日本語教育に関する理解や関心を深めるフォーラムを開催した。

c 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

- ・ 「多言語支援センターかながわ」や市町村などと連携し、日本語学習機会や多言語生活情報を提供した。

d 外国につながるのある子どもたちへの日本語教育の推進

- ・ 県立高校において、NPOなどの地域人材と連携し、外国につながるのある生徒に対して、日本語の学習支援などを行ったほか、入学予定者に対して、プレスクールとして日本語の学習支援などを行った。

e 外国人労働者などへの日本語教育の推進

- ・ 企業で働く外国人労働者に対して日本語講座を実施した。

(ウ) 施策の方向 3 外国につながるのある子どもたちへの支援

a 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大

- ・ 外国人学校に通う子どもたちに対して、保護者の所得区分に応じて学費の補助を行った。
- ・ 県立高校において在県外国人等の入学者選抜特別募集を行うとともに、外国につながるのある子どもたちに対する入学者選抜説明会での通訳対応などを行った。

b 外国につながるのある子どもたちの教育の充実

- ・ 県立高校において、NPOや地域のサポーターと連携して、日本語学習支援や教職員研修会などを行った。
- ・ 県立高校において、生徒の保護者などとの意思疎通を図るため、通訳を派遣した。
- ・ 公立小・中学校の教員を対象とした国際教室担当者連絡協議会を開催した。

- c 教員や支援者などへの研修の推進
 - ・ 行政書士会などと連携し、県立高校等の教員向けに在留資格に係る研修を実施した。
 - d 外国籍県民等への子育て支援の推進
 - ・ 市町村職員や保育士など、子育て支援関係者に対する研修を実施した。
- (I) 施策の方向4 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援
 - a 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を中心とした留学生支援の拡充
 - ・ 「KANAFAN STATION」を運営し、情報提供や交流スペースの提供を行ったほか、生活や就職に係る相談対応等を行った。
 - b 教育機関、NPO、企業などと連携した留学生のための支援
 - ・ 教育機関やNPO、企業などと連携した取組や情報発信などを行った。
 - c 卒業・修了後における県内での就職支援
 - ・ 県内企業との合同会社説明会や留学生の採用を検討している県内企業との交流会を実施した。
- (オ) 施策の方向5 災害時などにおける外国籍県民等への支援
 - a 災害時などにおける外国籍県民等向けの相談対応・情報提供の推進
 - ・ (公財) かながわ国際交流財団等と連携して、災害多言語支援センターの設置訓練を実施した。
 - b 災害通訳ボランティアの拡大、研修の実施
 - ・ 災害時に、災害多言語支援センターと連携して、活動する災害通訳ボランティアに対して研修を実施した。
- (カ) 施策の方向6 多文化理解の推進
 - a 地域における多文化理解の推進
 - ・ 地球市民かながわプラザなどにおいて、展示などを実施するとともに、図書資料や映像資料の閲覧・視聴サービスを提供した。
 - ・ 多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」を開催した。
 - b 学校教育における多文化理解の推進
 - ・ 国際教育などを充実し、児童・生徒の多文化理解を推進するとともに、英語を用いた実践的なコミュニケーションを行うための能力を育成した。
 - c 多文化理解を深めるための講座・研修などの実施・充実
 - ・ 外国籍県民等の多様な文化的背景や生活上の課題など、多文化理解を促進するためのセミナーなどを開催した。

Ⅲ 困難な問題を抱える女性等への支援について

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定し、施策に取り組んでおり、その状況について報告する。

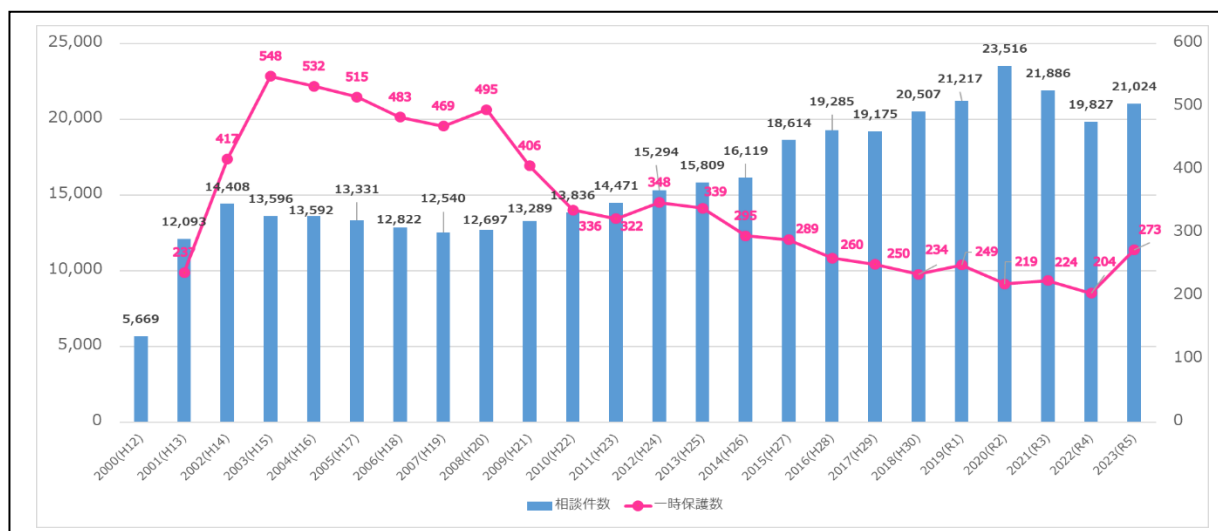
1 困難な問題を抱える女性等への支援について

(1) 困難な問題を抱える女性等の現状

女性を取りまく状況は、女性の就業率の上昇、働き方の多様化や、婚姻に関する意識や家族関係など変化しており、予期せぬ妊娠・出産、女性に対する暴力、生活困窮、性被害問題等、女性が女性であるが故に抱える問題は複雑化し、支援ニーズも一層多様化している。

こうした社会的に弱い立場にある、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないようにするとともに、困難な問題を抱えた方を自立へとつなげ、社会全体で支援していくことが課題となっている。

ア 女性相談支援員が受けた相談・一時保護件数

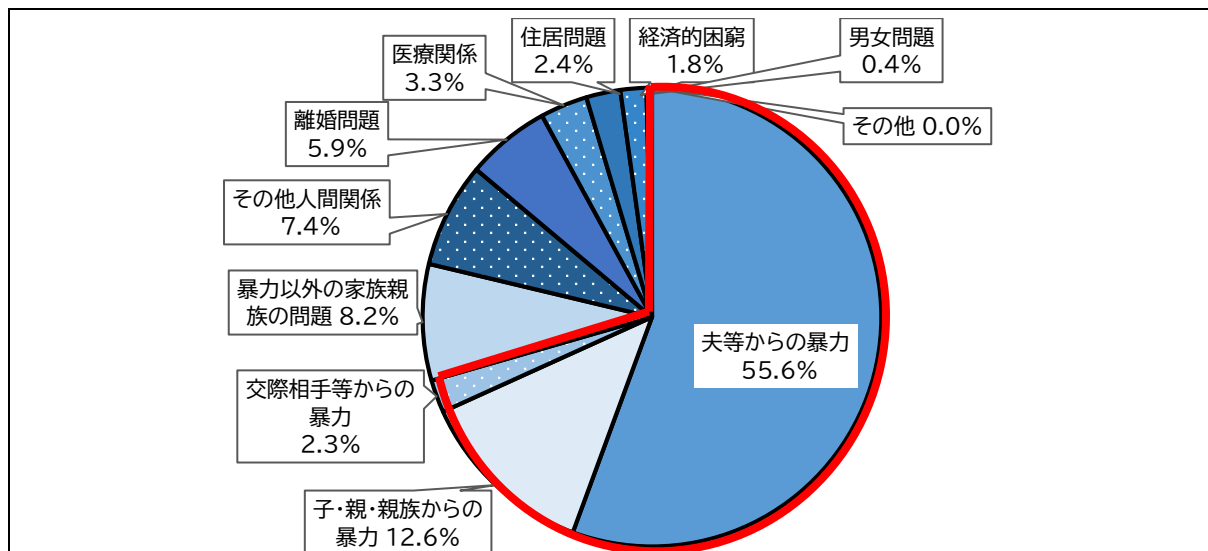


※ 県共生推進本部室調べ

県内の女性相談支援員が受け付けた相談件数は、新型コロナウイルス感染症のまん延当初の2020（令和2）年度をピークに、近年は20,000件前後で推移している。

また、DV被害者や住まいがない方など、当事者の生命を守り、安全を確保するための一時保護件数は、近年200件台で推移している。

イ 女性相談支援員が受けた相談の内容



※ 県共生推進本部室調べ

県内の女性相談支援員が受けた相談の主訴として最も多いのが「夫等の暴力」である。2023（令和5）年度では、「夫等からの暴力」が半数以上を占め、「夫」「子・親・親族」「交際相手」等を合わせると、全体の約7割が暴力被害を主訴としている。

ウ 県の配偶者暴力相談支援センター等の相談件数

年度	県配偶者暴力相談支援センター		かながわ DV 相談 LINE ※2	計
	電話・来所等相談 ※1	（うち DV 被害者本人からの相談）		
2年度	5,691	4,388	2,245	7,936
3年度	5,410	4,270	3,075	8,485
4年度	5,271	4,100	3,213	8,484
5年度	5,353	4,205	3,197	8,550
6年度	4,887	3,808	3,629	8,516

※1：DV被害者本人からの相談のほか、デートDV、親族・知人からの相談、通報等を含む

※2：かながわDV相談LINEは、配偶者暴力相談支援センターとは別に県が実施する窓口

(2) 令和7年度の主な取組

「困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現」を目標に、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性及びDV被害者に対する支援を実施する。

ア 神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の開催

当事者への支援に関わる関係機関が連携・協働した支援に取り組むため、県、市町村、民間団体、関係機関で構成される支援調整会議（令和6年11月設置）において、情報共有や支援内容の検討を行う。

〔会議構成〕 代表者会議／実務者会議／個別ケース検討会議

〔代表者会議委員構成〕

学識者、関係団体（女性福祉、司法、保健医療、社会福祉等）、
行政機関（国・市町村・県）、県警など

イ 民間団体との連携

(ア) 民間団体への補助

行政の支援に加えて、当事者に対してよりきめ細かな支援を行うため、困難な問題を抱える女性を早期に発見し、地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援を実施する民間団体に対して、補助を拡充して支援する。

(イ) 新たな人材育成

多様化・複雑化する支援ニーズに対応する人材の確保に向け、民間団体と連携して人材養成プログラムを作成し、新たに女性支援を担う人材を発掘する人材養成講座（入門編・実践編）を実施する。

(ウ) 民間団体との協働事業

かながわボランティア活動推進基金21事業において、民間団体と協働し、男性や性的マイノリティのDV被害者への相談・保護・自立支援と、困難を抱えた女性の早期発見のための居場所づくりを行う。

ウ 周知・啓発や未然防止の取組

様々な困難を抱え、支援を必要としながらも、相談につながりにくい当事者が適切な支援につながるができるよう、相談窓口周知カードの配布やSNS広告を実施する。

また、早期発見のための体制整備として、女性支援の必要性・重要性を社会に広く訴え、社会全体の理解を深めるために、シンポジウム

の実施や、県ホームページ上の特設サイトの開設等により普及啓発を充実・強化する。

エ 相談支援の充実

- ・ 本庁と女性相談支援センターに常勤の女性相談支援員を新たに各1名配置した。
- ・ 女性が抱える多様で複合的な課題に対し、より一層当事者目線に立って支援をしていくため、女性相談支援員の研修の充実や体系化に取り組む。
- ・ かながわDV相談LINEの対象を女性向けから男性にも拡大し、性別に関わりなく相談できる体制を整備した。

オ 社会とつながりを持った女性支援施設

困難な問題を抱える女性が、スマートフォンの利用や、通勤の継続など、社会とのつながりを持ちながら自立を目指すための入所型支援施設「わたしのお家」を設置し、女性の意思を尊重しながら、きめ細やかな支援を実施する。（DV被害者のように加害者の追及の恐れがある方は対象外）

カ 通所型支援

困難な問題を抱える女性が、個々の状況や希望、意思に応じて、施設入所ではなく、地域で生活しながら、心理サポートや日常生活支援、行政機関へのつなぎなど、切れ目なく支援を受けられるよう、新たに通所型支援を実施する。（令和7年度 3か所）

(3) ストーカーやDV被害者への支援

ストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事案を受け、ストーカーやDV被害など、困難な問題を抱える女性等からの相談や、心身の安全を守る一時保護を実施する県として、ストーカーやDVに悩む方のため、被害者目線での支援の課題や対策を検討し、取組を進める。

ア 緊急シンポジウムの開催

日 時 令和7年6月6日（金）18時30分～20時00分

テーマ 「当事者目線のストーカー被害防止を考える」

登壇者 黒岩 祐治（知事）

野口 杏子 氏（弁護士）

菊池 操 氏（公益社団法人アマヤドリ 代表理事）

大石 雅之 氏（大石クリニック院長）

吉川 祐二 氏（元・警視庁 刑事）

参加者 137名（会場参加者）、128名（L I V E配信参加者）

主な意見

- ・ 相談してくれたことへの勇気に敬意を払うことが大切。
- ・ 揺れ動く被害者の思いにもっと寄り添ってほしい。
- ・ 何度も同じ辛かった話をしなくて済むように、支援する側が情報を共有してほしい。
- ・ 今日初めて相談窓口を知った。
- ・ どこに相談してもワンストップで支援につながる仕組みが必要。

イ 神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議の開催

緊急シンポジウムの結果を受け、ストーカー被害やDV被害を含む困難な問題を抱える女性等の支援の関係機関が集まり、支援の課題や施策について協議した。今後こうした意見を踏まえて施策を検討し、早急に取り組んでいく。

日 時 令和7年6月12日（木）17時00分～19時00分

内 容

〔報告事項〕

（１）ストーカー被害者、DV被害者に対する県の支援施策について

（２）緊急シンポジウム実施結果の概要について

〔議事〕

（１）女性等支援に係る周知広報について

（２）被害者支援の連携体制と必要な施策について

参加者 学識者、関係団体（女性福祉、司法、保健医療、社会福祉等）、行政機関（国・市町村・県）、県警など計28名

主な意見

- ・ 切れ目ない支援のため、被害者を複数の機関が見守ることが大切。
- ・ DXを活用して情報連携をすることを検討してはどうか。
- ・ ターゲットの年代や状況によって、SNSなど広報の種類、方法を工夫していく必要がある。
- ・ 一時保護体制の強化が必要。